

## 麻生区役所交通安全対策員設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、麻生区役所交通安全対策員（以下「対策員」という。）の設置について必要な事項を定めることを目的とする。

### (職の設置)

第2条 麻生区役所に区民に対する交通安全思想の普及啓発及び正しい交通規則の実践指導を図るため、対策員を設置する。

### (職務)

第3条 対策員は、危機管理担当課長の指揮監督を受け、次の各号の業務を行う。

- (1) 区民に対する交通安全思想の普及啓発に係る業務の補助
- (2) 区民に対する交通安全教育に係る業務の補助
- (3) その他危機管理担当の所管に係る業務の補助

### (定数)

第4条 対策員の定数は1名とする。

### (身分)

第5条 対策員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職に属する非常勤の嘱託員とする。

### (任用)

第6条 対策員は、心身ともに健康、かつ、第3条に規定する業務について理解と経験を有する者のうちから副区長が選考の上、総務企画局人事部長の合議を経て、市長が任命する。

### (任用期間)

第7条 対策員の任用の期間は、原則として1年以内とする。

2 対策員の任用期間は、4回に限り更新することができる。また、川崎市退

職職員が対策員として委嘱される場合の任用期間は、4回に限り更新することができるが、満65歳に達した日以後における更新はできない。

3 市長が特に必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず任用期間を満了した対策員を再度任用することができる。

(退職)

第8条 対策員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

(1) 任用期間が満了した日

(2) 退職を願い出て承認があった日

(3) 川崎市退職職員に係る対策員については満65歳に達した日以後における最初の3月31日

(4) 死亡したとき。

(解職)

第9条 対策員が次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその職を解くことができる。

(1) 勤務成績が良くないとき。

(2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(勤務日及び勤務時間)

第10条 対策員の勤務日は、月曜日から金曜日までの5日間とする。

2 対策員の一週間当たりの勤務時間は29時間以内とし、一日の勤務時間は午前9時15分から午後4時までとする。ただし、正午から午後1時までは休憩時間とする。

3 前2項の規定にかかわらず特別に勤務を命じられたときは、勤務時間等を

必要に応じて他の勤務日に臨時に繰上げ、又は繰下げる等の方法により変更することができる。

(勤務を要しない日)

第11条 日曜日及び土曜日は、勤務を要しない日とする。

(休日)

第12条 対策員の休日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(年次有給休暇)

第13条 対策員に対して、別表第1に掲げる区分に応じた年次有給休暇を原則として1日を単位として付与することができる。ただし、4月1日から翌年3月31日までの期間（以下「会計年度」という。）の中途で任用された対策員については、その会計年度内における任用期間に応じて別表第2に規定する日数を付与することができる。

2 第7条の規定に基づき、任用が更新された場合においては、前年度に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に繰り越すことができる。

(特別休暇)

第14条 対策員に対して、川崎市非常勤嘱託員に関する要領（4川総雇第74号）又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱（4川総雇第73号）に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

(育児休業)

第15条 対策員は、市長の承認を受けて、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより育児

休業をすることができる。

(部分休業)

第16条 市長は、対策員が請求した場合において、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより部分休業を承認することができる。

(報酬)

第17条 対策員には、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

- 2 対策員の第1種報酬は、月額170,000円とする。
- 3 第2種報酬の額は、対策員の通勤の事情等に応じ、総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。
- 4 第1種報酬及び第2種報酬の合計額は、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号。以下「条例」という。）第1条第3項に定める報酬額の限度額を超えないものとする。
- 5 前各項に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬)

第18条 月の中途において任用された場合の当該月の対策員の第1種報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第20条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項に定める第1種報酬月額から減額する。

- 2 月の中途において退職した場合の当該月の対策員の第1種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数の1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第20条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項に定める第1種報酬月額から減額

する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給する。

(第1種報酬の減額)

第19条 対策員が勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、次条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬を支給する。

2 前項の場合において勤務しない時間が30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じた時は、これを切り上げる。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

第20条 対策員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、別に定めるもののほか、第14条第2項に定める第1種報酬額に12を乗じて得た額を1週間の勤務時間数に52を乗じて得た数で除して得た額とする。

2 前項の場合において第1種報酬額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。

(費用弁償)

第21条 対策員がその職務のため出張するときは、条例第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第22号）別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則（昭和37年川崎市規則第50号）の規定による旅費を費用弁償する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(服務)

第22条 対策員は、出勤した時は、出勤簿に自ら押印しなければならない。

2 対策員は、出張するときは、出張命令簿により所属長の承認を得なければならぬ。

3 対策員は、その他服務に必要な指示に従わなければならない。

(社会保険の適用)

第23条 対策員に対する社会保険の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の定めるところによる。

(公務災害補償)

第24条 対策員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年川崎市条例第35号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによる。

2 対策員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する報酬は支給しない。

(健康診断)

第25条 対策員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(委任)

第26条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、その都度区長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成6年6月21日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(任用期間に関する経過措置)

2 次の表の左欄に掲げる日に生まれた者における第 6 条第 1 項の規定の適用

については、同項中「4 回」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそ  
れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和 22 年 4 月 1 日以前に生まれた者	2 回
昭和 22 年 4 月 2 日から昭和 24 年 4 月 1 日までの間に 生まれた者	3 回

3 次の表の左欄に掲げる日に生まれた者における第 6 条第 1 項の規定の適用

については、同項中「満 65 歳」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応  
じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和 22 年 4 月 1 日以前に生まれた者	満 63 歳
昭和 22 年 4 月 2 日から昭和 24 年 4 月 1 日までの間に 生まれた者	満 64 歳

生まれた者

#### 附 則

この要綱は、平成21年5月21日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に使用された改正前の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇の取扱いについては、改正後の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇として使用したものとみなす。

#### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1（第13条関係）

1週間の勤務日数	勤務年数ごとの休日				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
5日以上	10日	11日	12日	14日	16日

別表第2（第13条関係）

1週間の勤務日数	任用月ごとの休日日数						
	4月～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

5日以上	10日	5日	4日	3日	2日	2日	1日
------	-----	----	----	----	----	----	----

#### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。